

「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務 企画提案募集要項

1, 事業目的

本事業は、「兵庫県域の大阪湾バイエリア活性化基本方針(令和5年3月策定)」に基づく神戸淡路エリアの広域プロジェクトとして、都市近郊(神戸・大阪)にあり、『山』『海』の自然・気候・文化・食を活かしたリトリート環境により、世界クラスの WellnessDestination エリア形成を目的とする。

2030年を目途に神戸空港国際線定期便就航、IR開業、ラグジュアリーホテル開業に伴うインバウンド旅行者の増加を見据え、従来の物見遊山・団体型から上質本物志向・高付加価値型へのシフトチェンジモデルを創出する。そのうえ、旅行者と地元住民のウェルネス両立を図ることで、旅行者の外貨獲得と地元の暮らし・産業の豊かさの実現を目指す。

本事業では、旅行商品造成・販売への特化だけでなく、ウェルネスや地域活性化の専門家で構成する検討ワーキングを設け、地元の行政の参画の元、議論する中で、地力となる受入基盤(ヒト・モノ・コト・交通)整備に向けての地元の行政(県・市)や事業者の取組課題を整理し、今後の目指す姿と取組の方向性を明確化する。

そこで、「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務(以下、「業務」という。)に係る業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

2, 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3, 委託費

3,000,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

4, 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。

① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等。また、事業を適切に運営できる個人事業主(以下「事業者等」という。)

② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

③ 事業の実施にあたり、発注者との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

5, 業務内容

(1) 調査・検討事項

- ① 国内外ウェルネスツーリズムの市場調査
- ② 六甲山、有馬温泉、淡路島の地域資源洗い出し
- ③ 地域資源の現状、課題の整理、あるべき姿の検討
- ④ 複数パターンのモデルコース検討

(2) 企画・運営事項

- ① 「ウェルネス」「地域活性化」分野の専門家検討ワーキングの運営
- ② 調査・検討事項に関する報告書作成
- ③ 報告会の企画、運営

6, 応募手続

(1) 募集期間

令和6年7月30日(火)から8月13日(火)17時まで

(2) 参加意思表示

企画提案に参加意思がある場合は、8月8日(木)13時までに電子メールにて下記13に示す宛先に以下内容を送付すること。

件名:「【参加意思表示(六甲有馬淡路島広域 PJ)】企業名」

本文・書類データの添付は不要

(3) 応募方法

原則、電子メールにて下記13に示す宛先に、下記7に示す書類データの提出を行うこと。

(4) 応募に関する留意事項

応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

7, 提出書類

(1) 応募書類

番号	書類名	様式
①	公募型プロポーザル参加申込書	様式1
②	会社概要(応募者の概要を説明する資料) ※JVで応募する場合は全ての構成員分を提出すること	様式2
③	役員等に関する調書	様式3
④	企画提案書(A4サイズ・無記名) a表紙・目次(概ね2ページ以内) b企画提案(概ね10ページ以内) c 業務実施体制図(ワーキング運営体制・報告会実施体制、各々概ね 2ページ以内) d 業務実施スケジュール(概ね2ページ以内) e 経費積算見積書	任意
⑤	納税証明書(発行後3カ月以内のもの) a兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書(3)」 ※県内に事業所を有していない等の理由により、兵庫県税の課税実績がない場合は、様式4の誓約書を提出すること b税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ※JVで応募する場合は全ての構成員分を提出すること	—
⑥	財務諸表(直近1カ年のもの)【法人の場合のみ】 a貸借対照表 b損益計算書 c株主資本等変動計算書 ※JVで応募する場合は全ての構成員分を提出すること	任意
⑦	共同企業体届出書【JVで応募する場合のみ】	様式5

(2) 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- ① 提出する案は、各応募者1提案に限る。
- ② 使用する文字は、原則 12 ポイント以上とすること。(図表や注釈等は除く)
- ③ 提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑤ 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑥ 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- ⑦ 応募書類5(1)③の書類には、企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- ⑧ 応募書類5(1)③の書類には、ページ番号を記載すること。
- ⑨ 企画提案書は、表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。

(3) 提出先

13 に記載の事務局

(4) 提出方法

電子データ(PDF ファイル)

※ファイル名にはそれぞれ①～⑥の番号を先頭につけることとし、

ファイル分割する場合は①-1,①-2 のように子番号で把握できるようにすること。

※電子メール送付に寄る場合は1通あたりデータ容量 7MB 以下とする。

※超過する場合は応募者によって手配されるファイル転送システム、

もしくは USB 等記憶媒体へ保存の上(3)の提出先へ郵送もしくは持参すること。

郵送、持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時までとし、提出期限は厳守すること。

※電子メールにて送付した場合、翌営業日の 15 時までに受信確認の電子メールが届いていない場合は、電話等により(3)の提出先へ確認すること。応募者がこれらを怠ったことによる電子メール未達の場合、当方は一切の責任を負わないものとする。

(5) 提出期限

令和6年8月 13 日(火)午後5時(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効応募書類

8, 費用負担

提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

9, 受託予定者等の選定

(1) 審査方法

- ① 審査委員会を設置し、9(2)の審査基準に基づき書面審査を行い、業務を委託する契約候補者及び次点候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。なお、必要に応じて、応募者に対して応募書類の内容確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。
- ② 本プロポーザルの応募者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目		審査基準	配点
地域理解		<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲有馬・淡路の特性を理解していることが伝わる提案となっているか。 ・ ウェルネス分野、ターゲット層を踏まえた六甲山、有馬温泉、淡路島の地域資源の洗出しが出来ているか。 ・ 『兵庫県域の大阪湾バイエリア活性化基本方針』の内容を踏まえた提案となっているか。 	25
企画力	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例及び視察内容・目的が本業務の事業の方向性と合致しているか。 ・ モデルコースを作成するうえでの想定パターンの妥当性が高いか、モデルコース案が実際の旅行者の目線に立った行程となっているか。 	25
	集客性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者に対して、本検討趣旨が伝わる報告会の企画内容となっているか。 	20
遂行力	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案した企画を実現できる実施体制及びスケジュールとなっているか。 	15
	経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に見合った適切な見積りとなっているか。 	15
合計			100

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、兵庫県企画部 SDGs 推進課バイエリア班からすべての事業者等に対して文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

- ① 「4 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

10, 契約手続き

- (1) 選定した契約候補者と兵庫県は、企画提案の内容をもとに協議・調整の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の評価が次点の者と協議を行う。
- (2) 契約の相手方は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び委託業務仕様書に従うこと。
- (3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 契約金額の支払いについては、原則、精算払とする。

11, 募集要項への質問

- (1) 受付期間
令和6年7月30日(火)9時から8月13日(火)17時まで
- (2) 質問方法
(様式6)質問書へ質問事項を記載の上、電子メールにより下記13に示す宛先へ提出。
件名は「【質問事項(六甲有馬淡路島広域 PJ)】企業名」にて統一すること。
- (3) 回答
質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

12, その他留意事項

- (1) 応募を取り下げの場合は、辞退届(様式7)を提出すること。
- (2) 契約の相手方は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 契約候補者は、兵庫県財務規則第 100 条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項ただし書き各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

13, 問合せ先・書類提出先(事務局)

兵庫県企画部 SDGs 推進課 バイエリア班 竹中

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL:078-341-7711(内線 4858) Email:sdgs-suishin@pref.hyogo.lg.jp